

監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年8月29日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成26年7月1日～ 7月9日	萩野児童センターの平成25年度施設管理に係る 事務の執行について

概要 [萩野児童センター]

- (1) 保育幼児数及び職員の配置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

幼児数	館長	児童厚生員	パート	計
30	1	3	1	5

- (2) 指定管理（平成 26 年 4 月 1 日現在）

指定管理者	指定管理料	指定期間
萩野児童センター管理委員会 委員長 星川 茂樹	14,069,000 円	平成 23～28 年度

- (3) 平成 25 年度決算状況

収入の部

	予算額	決算額	比較	備考
2. 指定管理料	14,069,000	14,069,000	0	新庄市より
3. 諸収入	52,000	52,115	115	繰越金、預金利子等、
合計	14,121,000	14,121,115	115	

支出の部

	予算額	決算額	比較	備考
1. 給料	7,224,000	7,224,000	0	
2. 手当	1,205,000	1,204,000	1,000	
3. 共済費	1,356,000	1,355,293	707	
4. 報酬費	100,000	100,000	0	
5. 賃金	538,200	538,170	30	
6. 報償費	53,000	52,944	56	
7. 旅費	10,000	9,126	874	
8. 需用費	2,727,035	2,725,142	1,893	
9. 役務費	237,300	236,587	713	
10. 委託料	301,200	299,927	1,273	
11. 原材料費	4,000	3,600	400	
12. 備品購入費	275,280	275,130	150	
13. 負担金補助及び交付金	12,100	12,050	50	
14. 諸経費	78,000	77,375	625	
合計	14,121,115	14,113,344	7,771	

収入の部 支出の部
 14,121,115 - 14,113,344 = 7,771 円（翌年度に繰り越し）

監査の結果

市からの指定管理者事業に関する諸帳簿及び資料等を照合検証した結果、計数的に正確であると認めた。また、施設の管理運営についても概ね妥当であった。